

【案件 1 - 1】

鳥取駅—第二いなば墓苑間の乗合タクシーの
運行計画について

日本交通株式会社

鳥取駅—第二いなば墓苑間 乗合タクシー運行計画について

1. 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間
(中国運輸局長公示第176号(H14.1.17付)2.に掲げる協議)
○事業計画変更認可(道路運送法第15条第1項)について(一般乗合事業の既存許可事業者)
路線の新設について
生活交通会議で協議が調った事案
標準処理期間が3ヶ月 ⇒ 1ヶ月を目途

(説明)

- ・平成23年3月6日から実施するため。

2. 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について
(中国運輸局長公示第69号(H18.9.29付)4.に掲げる協議)
○乗車定員について
生活交通会議の協議結果に基づく場合
乗車定員11人以上 ⇒ 乗車定員11人未満とすることができる。

(説明)

- ・利用客数が不明であり、バス車両では過大となることが予想されるため。

3. 運賃及び料金について
道路運送法第9条第4項の合意
運賃等について生活交通会議で合意しているとき
中国運輸局長の認可 ⇒ 中国運輸局長へ届け出
(実施予定日の30日前まで)

(説明)

- ・鳥取駅—倉田保育園前は、路線バス八坂線と競合となるが、鳥取駅—いなば墓苑間には停留所は設置しないので他の路線と競合しない。
- ・身体障害者等の運賃については、路線バスと同じ取り扱い。

(参考) 路線バス運賃

鳥取駅 ⇄ 倉田保育園前 280円

平成 23年 / 月 20日

鳥取市生活交通会議
会長 谷本 圭志 様

鳥取市雲山219番地
日本交通株式会社
代表取締役 澤

志郎



いなば墓苑・第二いなば墓苑行き乗合タクシー運行について

今般、下記の通り鳥取駅から第二いなば墓苑（いなば墓苑経由）までの間を事前予約型乗合タクシーで運行致したく事業計画の申請を提出する予定にしておりますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願い致します。

- 1 運行形態 事前予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）
電話予約での運行とし、予約受付は出発の1時間前までとする。
- 2 運行日 毎週日曜日、彼岸（春・秋）及び盆とする。
当面の
運行期間

平成22年度……平成23年3月6日～平成23年3月31日の間の日曜日、3月21日
平成23年度……平成23年4月1日～平成24年3月31日の間の日曜日、8月13～15日、 9月22・23日、3月19・20
- 3 運行経路 鳥取駅～いなば墓苑～第二いなば墓苑（鳥取駅～いなば墓苑間に停留所は設置しない。）
- 4 運行キロ数 7.1 km
- 5 運行回数 1日2往復運行
- 6 運賃額 乗車1回あたり大人340円、小人170円
（身体障がい者、知的障がい者、児童福祉法の適用を受ける者、精神障がい者及び介護人・付添人（当社において介護・付添を必要と認める場合）については、その半額）

別紙 路線図



凡例

認可申請 ————

新設停留所 ●